

## 鳥獣保護及び狩猟の適正化に係る現状と課題

### 1 鳥獣の生息状況と被害の現況

#### (1) 野生鳥獣の生息分布状況

##### 中大型哺乳類の生息分布

20年前との比較で、ニホンジカ、ニホンザル等の中大型哺乳類は生息分布が拡大しているが、クマ等では孤立個体群や絶滅のおそれにある地域個体群も見られる。

ニホンジカ 約1.7倍、カモシカ 約1.7倍、ニホンザル 約1.5倍、ツキノワグマ 約1.2倍、ヒグマ 約1.1倍  
イノシシ 約1.3倍、キツネ 約1.2倍、タヌキ 約1.1倍

##### 鳥類の繁殖分布

調査した248種のうち79%にあたる196種については約20年前と比較して繁殖分布に大きな変化は見られなかったが、カワウやアオサギ等で分布の拡大が見られ、アカモズ、チゴモズ、ウズラ等で分布の縮小が見られる。

カワウ 約12.4倍、アオサギ 約6.0倍、アカモズ 約0.2倍、チゴモズ 約0.2倍、ウズラ 約0.1倍

##### 中大型哺乳類の分布拡大と植生自然度との関係

分布が拡大している中大型哺乳類については、特に農耕地や植林地・二次林において分布が拡大している。(別添1)

#### (2) 主な鳥獣の捕獲

シカ、イノシシ等の大型哺乳類の捕獲数は増加している一方、キツネ、タヌキ等の中型哺乳類の捕獲数は減少している。また、鳥類については、カラス、カワウ等の捕獲数が増加する一方で、スズメやウズラの捕獲数は減少している。

#### (3) 鳥獣による被害の動向

野生鳥獣による農作物被害額は、近年は約200億円で推移しており、農家当たりの被害金額は増加している。また、被害額の6割が獣類によるもので、4割が鳥類によるものとなっている。(農林水産省調べ)

## 2 鳥獣保護管理の実施体制に関する現況

### (1) 鳥獣関係行政経費

都道府県の鳥獣関係経費は近年減少傾向にあったが、平成14年の歳出は若干増加し、合計で約49億円となっている。

### (2) 鳥獣保護区及び休猟区等の指定状況

都道府県指定鳥獣保護区は、箇所数及び面積ともに過去から増加傾向であったが、近年は横ばい傾向となっている。一方で、国指定鳥獣保護区については箇所数、面積ともに増加している。また、休猟区については、近年、箇所数、面積ともに減少傾向にある。

### (3) 鳥獣保護区の指定傾向

国指定鳥獣保護区については、ラムサール条約湿地登録促進の背景もあり、湿地関係の保護区の新規指定が増加する傾向がある。

### (4) 鳥獣保護員の推移

鳥獣保護員については、人数、予算ともに増加傾向にある。現在は、各市町村に1名の配置を基本的な考え方としているが、今後は、市町村合併の状況を踏まえつつ、専門性を持った人材を柔軟に配置することが求められている。

### (5) 鳥獣法違反件数

鳥獣法の違反件数は増加傾向にある。このことは、必ずしも違反の実態を示したものではないとは考えられるものの、これに応じた対応が求められる。

(警察庁調べ)

### (6) 鳥獣保護管理及び被害対策の取組

環境省では、特定鳥獣保護管理計画策定のためのマニュアルの作成や人材育成のための研修等を実施しているほか、カワウやクマなどで広域的な鳥獣の保護管理等に取り組んでいる。(別添2)

また、農林水産省では、農林水産業に対する被害防止対策として、各地域ブロック単位で連絡体制を構築するとともに、研究開発と併せ、各地域における農林水産業被害防止のための取組に対する支援等を行っている。

(別添3)

### (7) 生態系保護のための鳥獣保護管理

鳥獣による被害は、農林水産業だけでなく、自然植生等の生態系に対しても及んでいる。環境省では、シカによる自然植生被害への対応等に取り組んでいる。また、鳥獣保護区等での生息環境の改善への取組も求められている。

(別添4)

### **3 総合的・計画的な取組の推進**（特定鳥獣保護管理計画（以下、特定計画）制度の現状）

#### （１）特定計画の策定状況

平成17年10月現在、41都道府県で合計67計画が策定されている。（別添５）

特定計画の策定状況：ニホンジカ30、ツキノワグマ10、ニホンザル11、  
イノシシ10、カモシカ6

#### （２）野生鳥獣保護管理検討会報告書での評価

概ね計画の目標に向かって進んでおり、一定の効果が見られるが、以下のような課題も存在するとされた。

- ・地域別等の計画策定の推進
- ・モニタリングの手法の確立
- ・専門的知識を有する職員の確保
- ・調査等のための予算
- ・市町村の位置づけの明確化

また、市町村の参画、地域住民の意見の反映と取組への参加、必要な知識・技術を有した人材の確保が必要とされ、さらに、国として、全国的な規模で地域個体群の輪郭について把握するとともに、必要に応じて広域保護管理指針等を示すなどにより、保護管理に係る都道府県間の連携を支援する必要性について指摘されている。（別添６）

#### （３）特定計画の実施状況評価

平成17年9月に策定されていた65計画に対して、各計画のモニタリング項目に基づく策定都道府県の評価についてのアンケート調査を実施した。

（別添７）

評価の対象になった47計画のうち、22計画で目標に近づいているとの回答があり、18計画で変化無しとの回答であった。

変化無しの回答については、計画策定から年数を経たおらず、モニタリング指標の変化が、例えば策定前の個体変動傾向を転換するに至っていないことが主な理由と考えられる。

策定時より悪化しているとの回答はニホンジカとツキノワグマでの計画であった。これらの回答は、被害が減少しないこと（シカ）、捕獲数が多かったこと（クマ）等を理由としている。

種によって傾向は異なるものの、年数を経ている計画では良い評価となる傾向にあった。

評価不能との回答があった計画も含め、今後とも継続した実施状況のモニタリングが必要である。

## **4 狩猟に関する現状**

### ( 1 ) 狩猟鳥獣の変遷

狩猟鳥獣を指定する制度は大正7年から開始されている。指定種は、生息及び社会的な状況等を踏まえて見直しや追加が行われており、現在は鳥類28種、獣類20種の合計48種が指定されている。

### ( 2 ) 狩猟者数の推移

狩猟者数は、昭和45年にピークがあり、その後、高齢化と併せ減少傾向が続いている。

狩猟(登録狩猟)が科学的な鳥獣の保護管理にも一定の役割を果たしていくことが期待されており、これに対応した体制整備等も求められている。

また、近年、網・わな猟免許の登録者が増加する傾向にあり、網・わな猟増加に対応した体制整備も求められている。

### ( 3 ) 狩猟事故の件数

狩猟事故は昭和60年を境に増加傾向にあるが、銃器による事故は概ね横ばいであり、銃器以外による事故(転倒による怪我等)について増加傾向にある。

## **5 個別課題**

### ( 1 ) 鳥獣の輸入に関する状況

鳥類の輸入は、鳥インフルエンザ等の感染症対策としての検疫強化等から減少傾向にある。

### ( 2 ) 愛がん飼養の状況

愛がん飼養目的の捕獲対象となる鳥類は、昭和24年当初には7種であったものが、昭和53年の審議会答申にある「鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるとの理念」等を踏まえ、現在はメジロ及びホオジロの2種となっている。また、飼養数も減少している。

## 中大型哺乳類の分布拡大と植生自然度との関係

( 生物多様性センター調べ )

### 1 . 解析手法

調査対象 7 種について、第 5 回基礎調査 ( 1997 年まで現地調査 ) のデータで作成された植生自然度データと、分布情報のあったメッシュの重なりについて解析した。

#### [植生自然度]

植生調査を元に、土地の自然性がどの程度残されているかを示す一つの指標であり、以下の基準により 10 区分している。

( 注 ; 植生調査対象外の内水面等は、「その他」として別区分 )

#### 植生自然度区分基準

植生自然度	区分基準
10	自然草原 ( 高山植物群落、自然草原など )
9	自然林 ( 針葉樹、広葉樹の自然林 )
8	二次林の自然林に近いもの ( 広葉樹の再生林などで特に自然植生に近い林 )
7	二次林 ( ブナ林など一般に二次林と呼ばれる林 )
6	植林地 ( 常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地 )
5	背の高い二次草原 ( ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原 )
4	背の低い二次草原 ( シバ群落等の背丈の低い草原 )
3	樹園地 ( 果樹園、桑園、茶畑、苗圃等 )
2	農耕地・緑の多い住宅地 ( 畑地、水田等の耕作地や、住宅地で林が散在する地区 )
1	市街地、造成地 ( 植生のほとんど存在しない地区 )

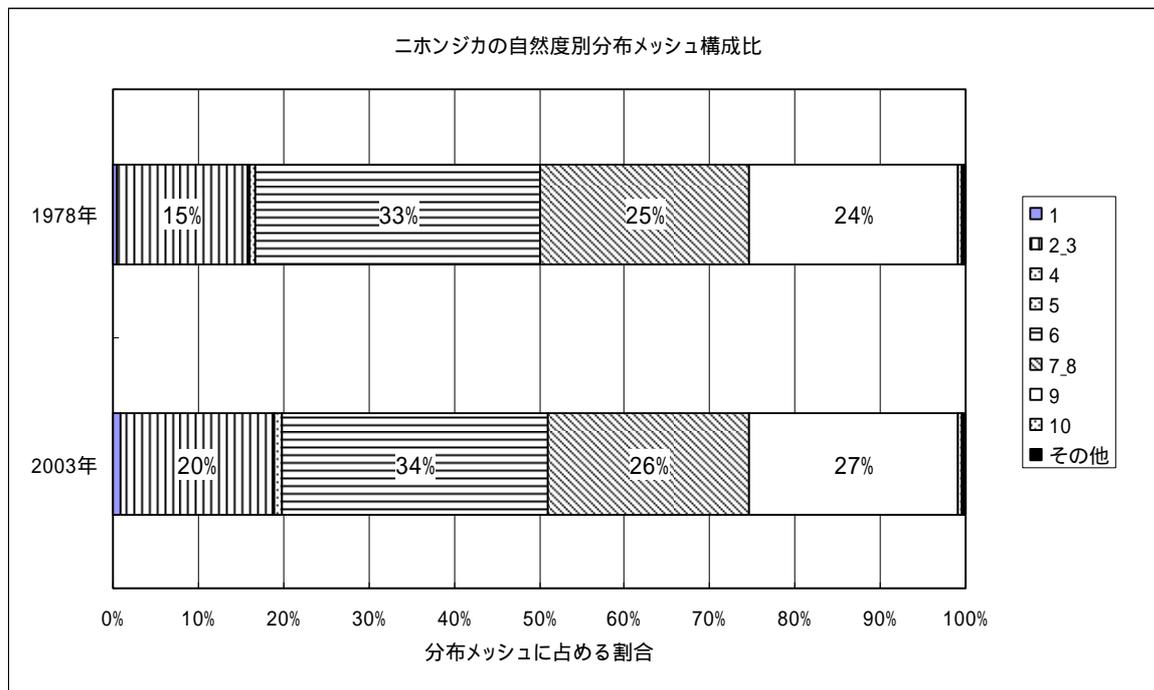
なお、本解析では、上記の 10 区分を、中大型哺乳類の生息状況に照らして、2 及び 3、7 及び 8 は、通常地域的に混在するためそれぞれまとめ、区分としては、「その他」も含め 9 区分として比較した。

### 2 . 結果

サル、ツキノワグマ、イノシシなどのいずれの種においても、植生自然度 2 - 3 ( 耕作地・緑の多い住宅地及び樹園地 ) で拡大しており、また、6 ( 植林地 ) 及び 7 - 8 ( 二次林 ) でも拡大が見られる。

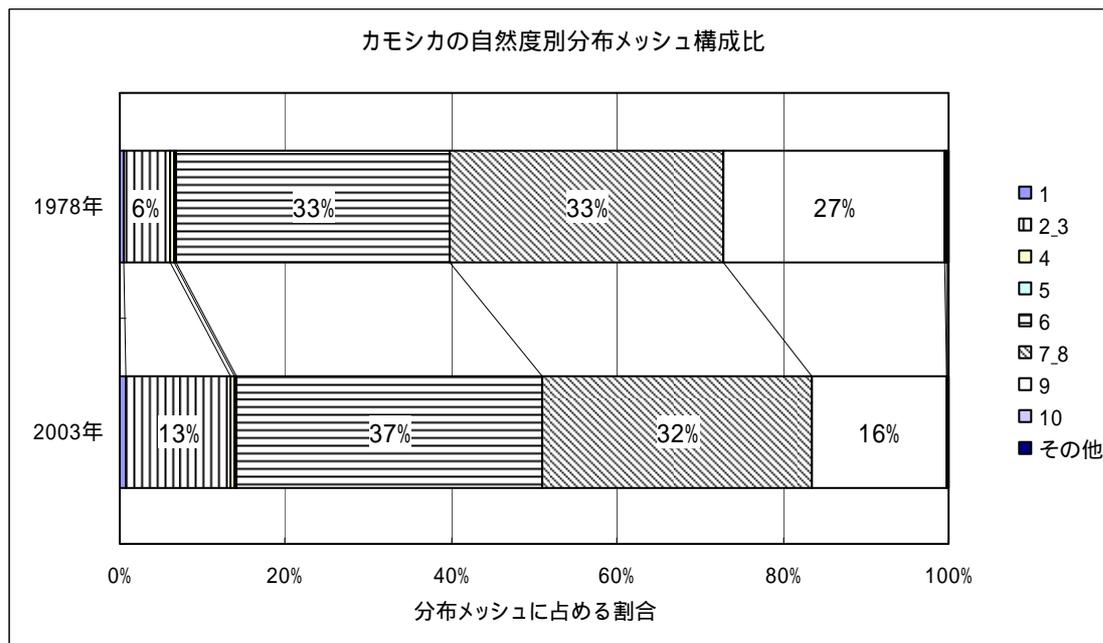
## 1. ニホンジカ

植生自然度 2 - 3 (耕作地・緑の多い住宅地及び樹園地) が増加している。



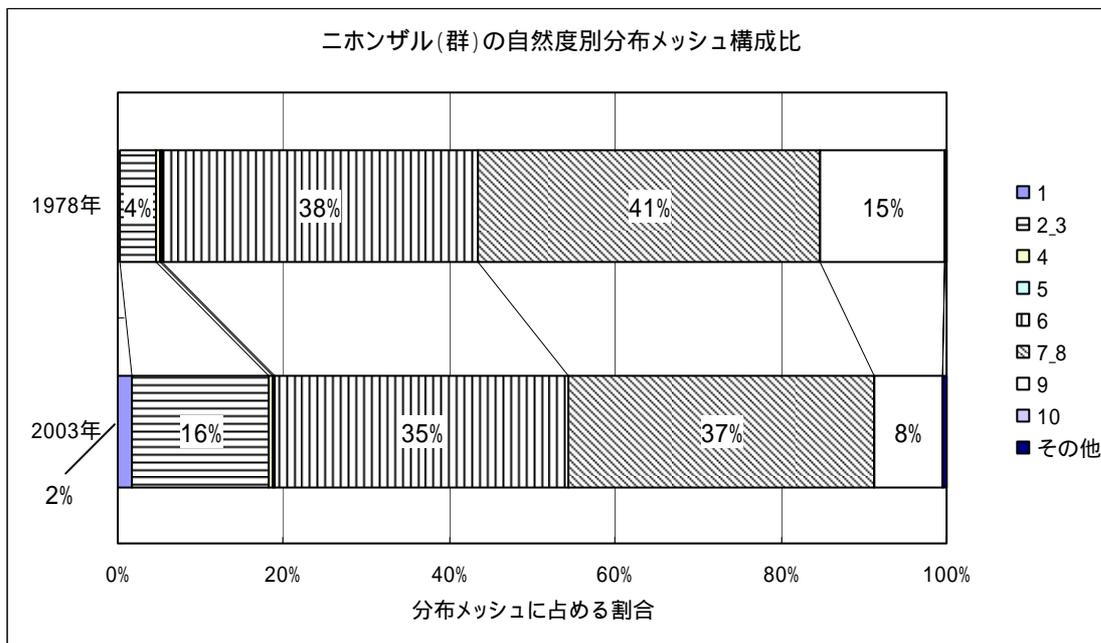
## 2. カモシカ

植生自然度 2 - 3 (耕作地・緑の多い住宅地及び樹園地) 及び、6 (植林地) が増加している。



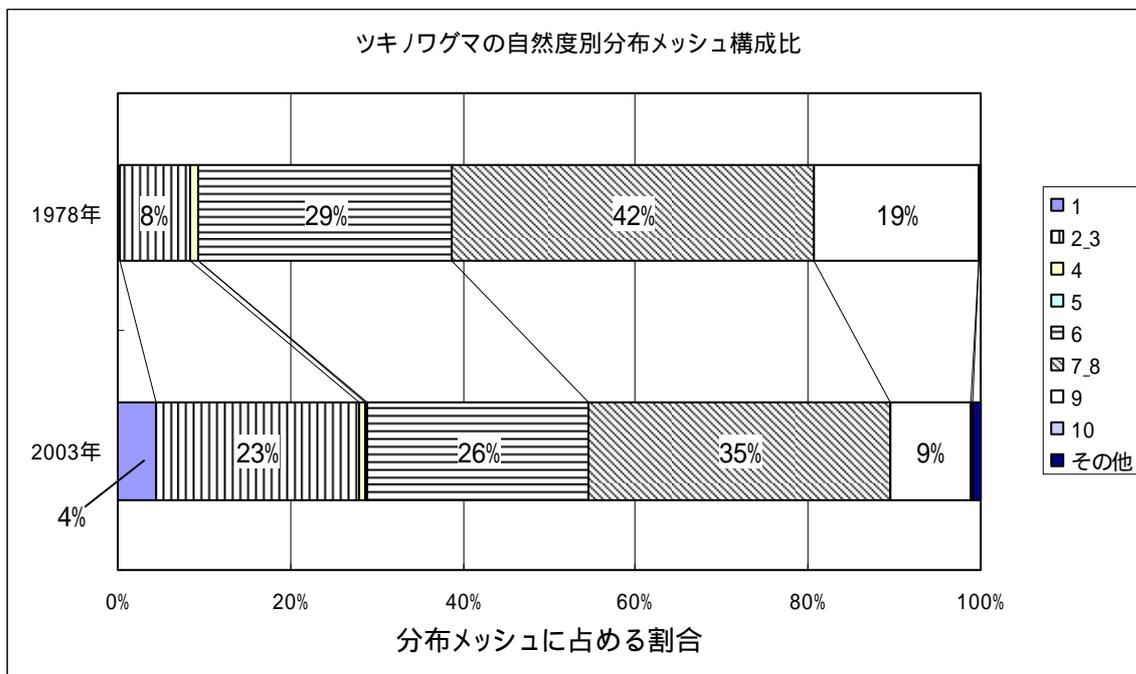
### 3. ニホンザル

植生自然度 2 - 3 (耕作地・緑の多い住宅地及び樹園地) が増加している。



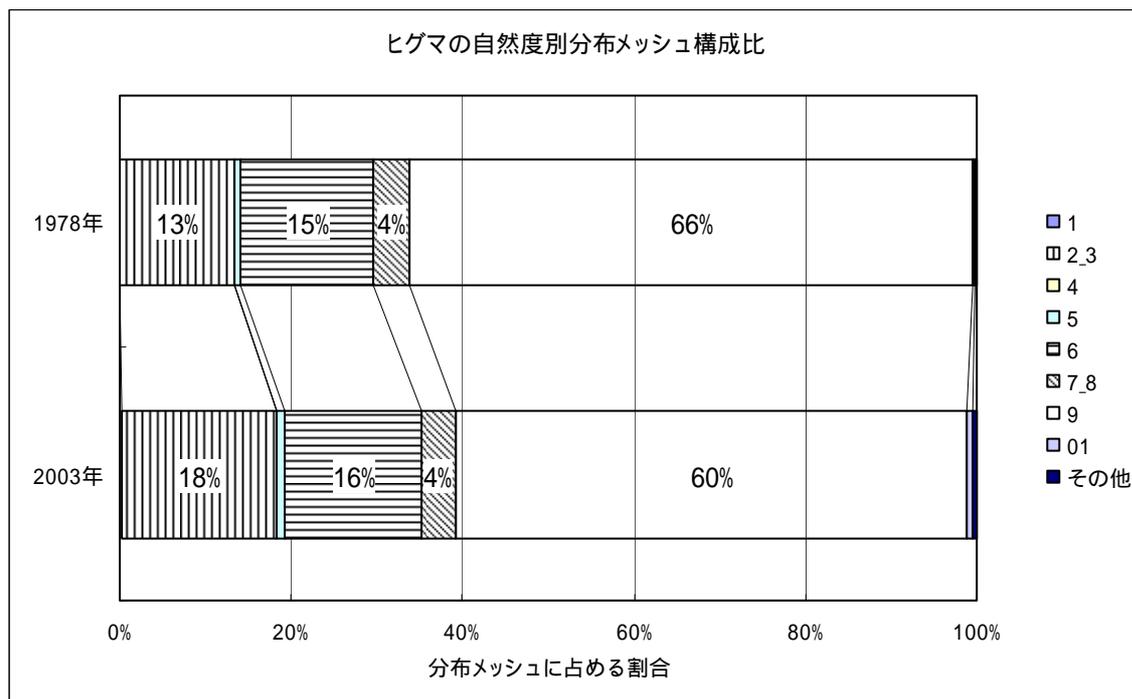
### 4. ツキノワグマ

植生自然度 1 (市街地) 及び 2 - 3 (耕作地・緑の多い住宅地及び樹園地) が増加している。



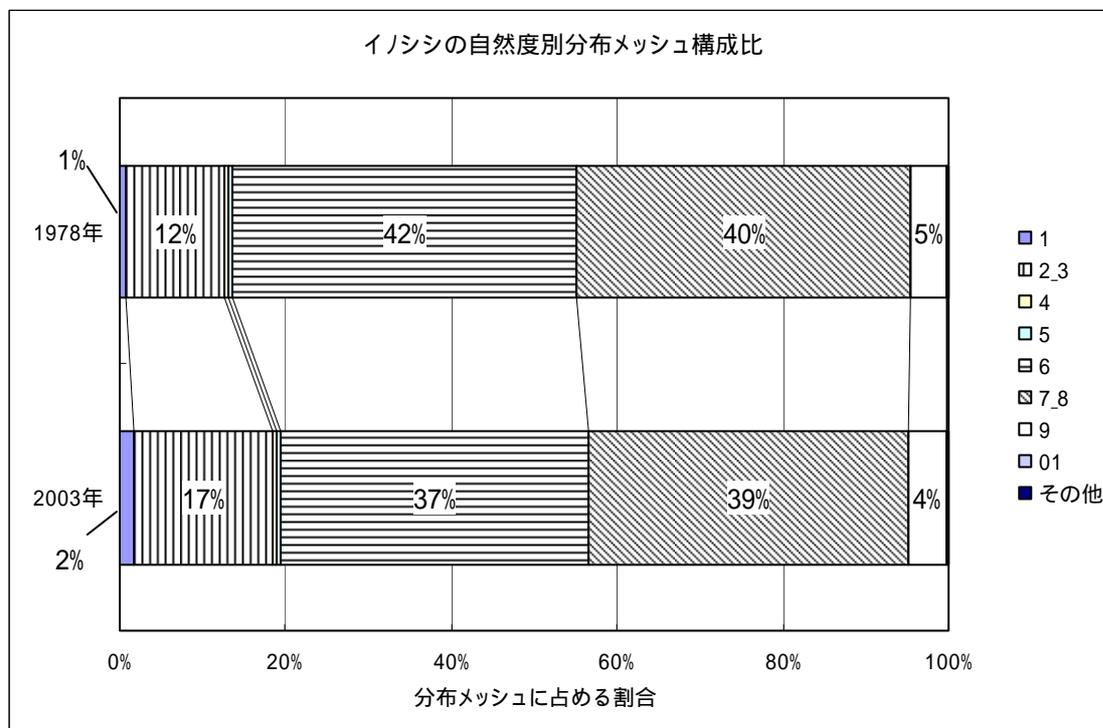
## 5 . ヒグマ

植生自然度 2 - 3 (耕作地・緑の多い住宅地及び樹園地) が増加している。



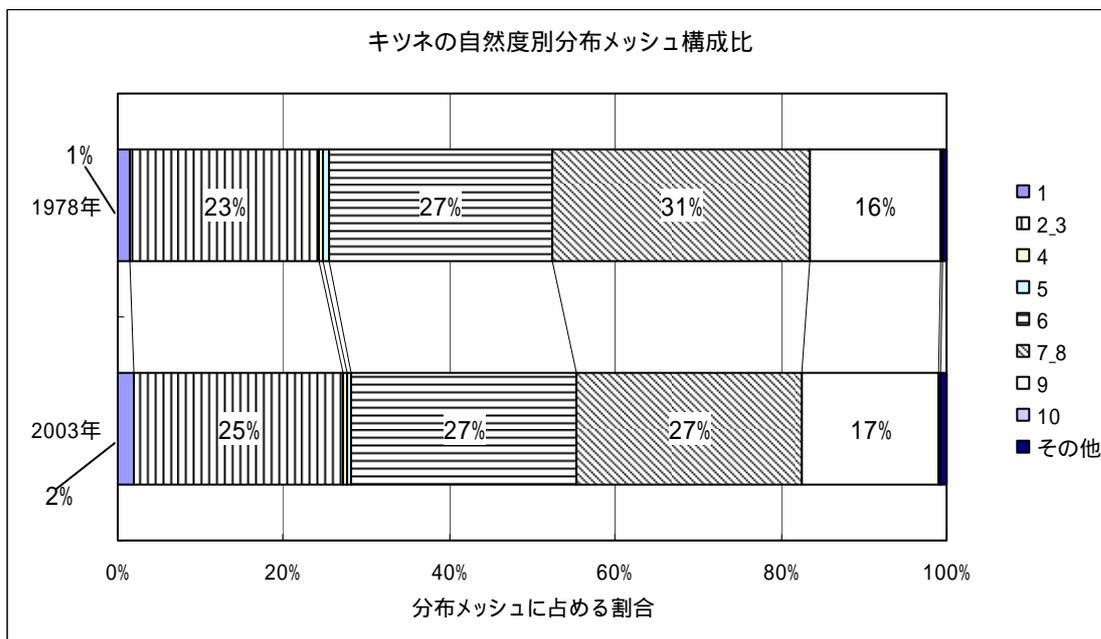
## 6 . イノシシ

植生自然度 2 - 3 (耕作地・緑の多い住宅地及び樹園地) が増加している。



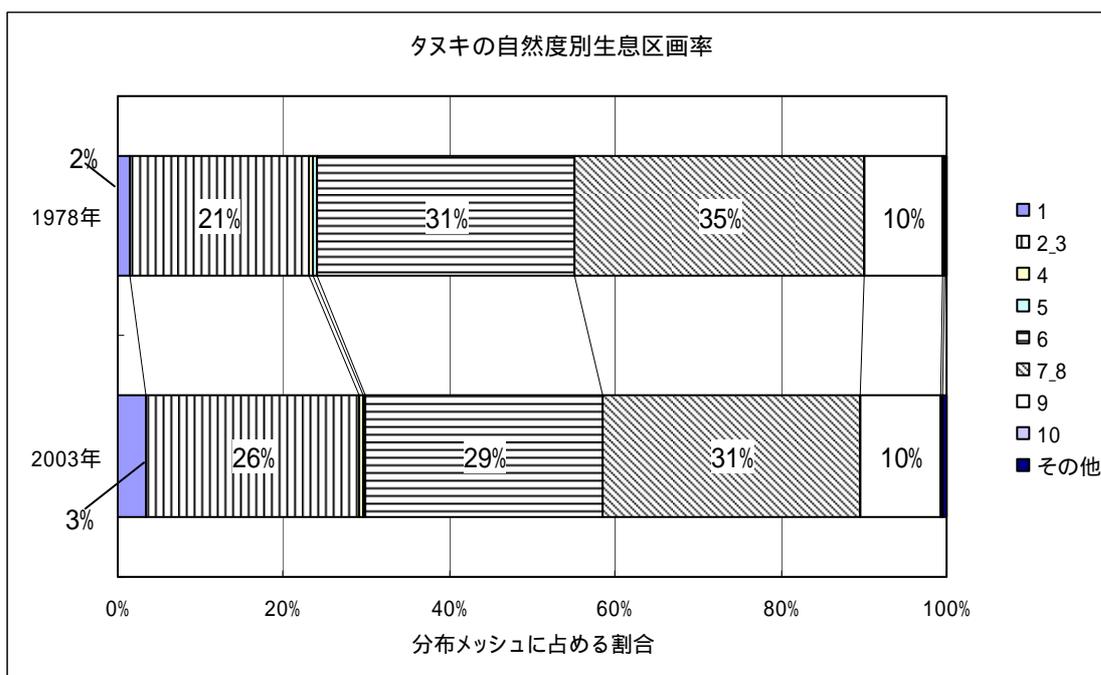
## 7. キツネ

植生自然度 2 - 3（耕作地・緑の多い住宅地及び樹園地）がやや増加している。



## 8. タヌキ

植生自然度 1（市街地）、2 - 3（耕作地・緑の多い住宅地及び樹園地）がやや増加している。



## 鳥獣保護管理の取組

### 特定鳥獣保護管理計画技術マニュアルの策定

都道府県が特定鳥獣保護管理計画を策定する際に参考とするため、策定手順や計画内容に関するマニュアルを策定。

(対象種)

ニホンジカ、クマ類、ニホンザル、イノシシ、ニホンカモシカ、カワウ

### 野生鳥獣保護管理技術者養成研修の実施

特定鳥獣保護管理計画の策定等を行う人材を育成するとともに、保護管理に係る適正な技術及び知識の普及を図るため、都道府県等の担当者を対象に実施。

(対象種)

ニホンジカ、クマ類、ニホンザル、イノシシ、ニホンカモシカ、カワウ

### 広域的・地域的な保護管理の取組

(カワウ)

#### ・関東カワウ協議会

開始年度：平成16年度

対象地域：関東地方（10都県）

目的：カワウの広域管理

内容：関東カワウ協議会を設置し、広域指針（検討中）に基づき、関係都県において事業を実施。

構成：環境省（事務局）、水産庁、国土交通省、関係都県、内水面漁連や野鳥の会等の関係団体並びに学識経験者等

#### ・中部・近畿地方でのカワウ広域管理

開始年度：平成16年度

対象地域：中部・近畿地方（15府県）

目的：カワウの広域管理

内容：広域協議会を設置し、広域指針（検討中）に基づく保護管理の推進。

構成：環境省（事務局）、水産庁、国土交通省、関係都府県、内水面漁連や野鳥の会等の関係団体並びに学識経験者等

(ツキノワグマ)

#### ・白山・奥美濃地域ツキノワグマ保護管理広域指針

開始年度：平成16年度（17年度策定予定）

対象地域：富山県、石川県、福井県、岐阜県、滋賀県にまたがる白山・奥美濃地域

目 的：ツキノワグマの適正な保護管理の推進  
内 容：保護管理のための広域指針の策定（作業中）  
構 成：環境省（事務局）及び関係県

・ 剣山山系のツキノワグマ連絡会

開始年度：平成14年度  
対象地域：四国・剣山山系  
目 的：ツキノワグマに関する情報交換等  
構 成：環境省（事務局）、徳島県、高知県

・ 日光国立公園尾瀬地域ツキノワグマ危害防止対策協議会

開始年度：平成17年度  
対象地域：日光国立公園尾瀬地域  
目 的：ツキノワグマの危害防止対策  
構 成：環境省、関係県・市・村、尾瀬保護財団  
事業概要：利用者への啓発、情報収集・分析・提供、危険回避・事故発生時の対応、誘引因子の排除・危険回避施設の設置・巡視、関係機関のネットワーク化、地区毎の対策の策定。

県中心の取組

・ 西中国山地ツキノワグマ保護管理協議会

開始年度：平成7年度  
対象地域：西中国山地（島根県、広島県、山口県）  
目 的：ツキノワグマの保護管理の推進  
内 容：各県で共通性のある特定計画を作成、協議会による情報交換や捕獲数の調整。  
構 成：島根県、広島県、山口県

・ その他

岡山県及び長野県のツキノワグマ特定計画では、それぞれ鳥取県及び兵庫県並びに群馬県との協力について記述。

## 農林水産省の取組み

### 連絡協議体制の整備

ア 野生鳥獣の保護と農林業被害の防止を適切に進める観点から、環境省及び農林水産省を中心に「関係省庁連絡会議」を設置している。また、農林水産省内においては、関係部局が連携して農林水産業被害の防止対策を推進するための「省内連絡会議」を設置している。

イ 地域ブロック段階においても、中央段階の取組みと連携し、関係機関が一体となって野生鳥獣の保護・管理・防除のあり方を検討するため、地方農政局を中心に、自然保護事務所、都府県、研究機関等から成る「野生鳥獣対策連絡会議」を設置している。

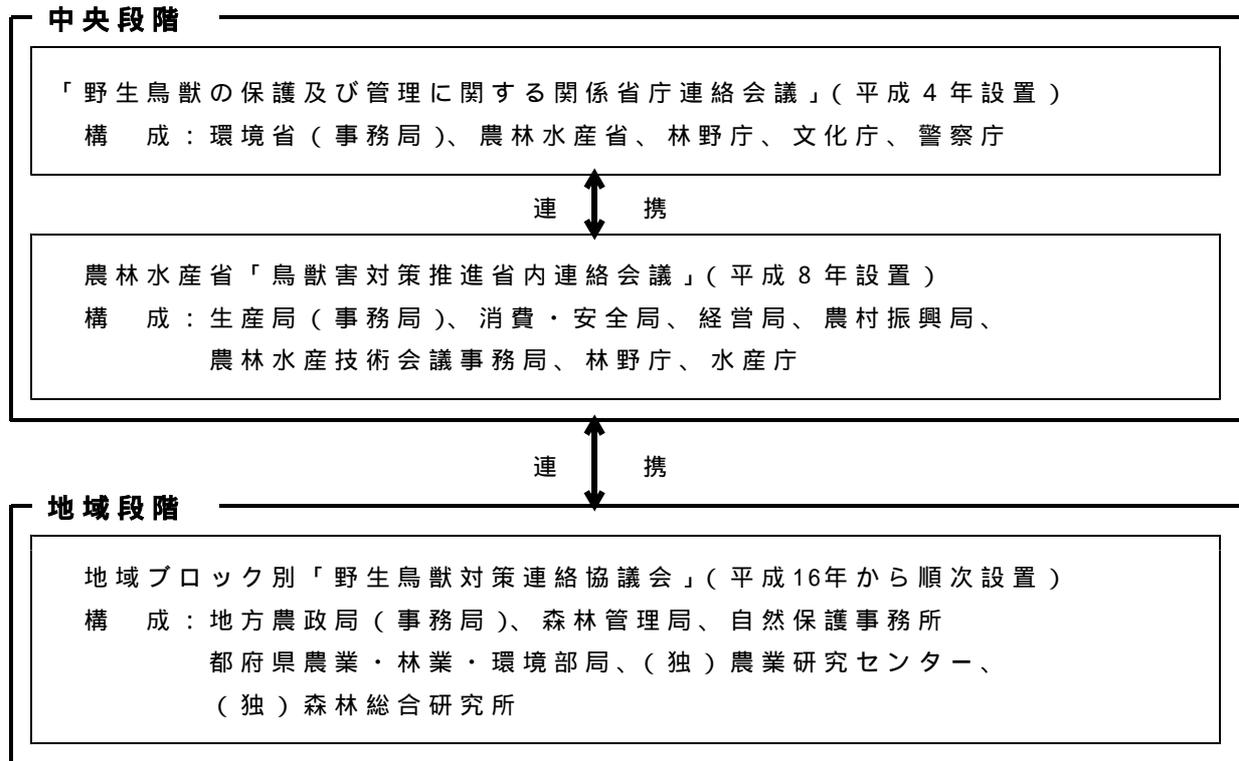
### 人材の養成

ア 地域の指導者の養成を図るため、農林水産本省において、平成11年度から、都道府県、市町村の農業部局の実務担当者を対象に、研究者等による最新の知見に関する講義、被害防止施設・機器の実演・展示等を内容とする技術研修会を開催している。

イ また、平成16年度からは、現場における技術指導の一層の充実・強化を図るため、普及職員を対象とした研究会を開催している。

ウ 地域ブロック段階においても、幅広い指導者を養成する観点から、地方農政局が、都道府県、市町村の農業・林業部局、普及職員、農協等の実務担当者のほか、猟友会会員等を対象とした研修に取り組んでいる。

## 野生鳥獣による被害対策推進に関する連絡体制



## 野生鳥獣の被害対策に関する研修の実績(平成16年度)

主催	開催日時	開催場所	参集範囲	人数
本省	H16.10.28 ~ 29	食料消費技術研修館 (東京都江東区)	都道府県(行政)、市町村、 農協、農業共済組合等	68名
	H17.2.9 ~ 10	農林水産省 (東京都千代田区)	普及職員等	114名
地方農政局	H16.8.24 ~ 25	宮崎県宮崎市	都道府県(行政、普及職員)、 市町村、農協等	89名
	H16.9.21	高知県大野見町	都道府県(行政、普及職員)、 市町村、農協等	76名
	H17.2.15 ~ 16	福井県福井市	都道府県(行政、普及職員、 農試研究者)、市町村、農協、森 林組合、猟友会等	189名

## 地域における取組みに対する支援

ア 野生鳥獣による被害防止の実効をあげるためには、地域における取組みが基本であることから、これを促すため、被害防止対策計画の策定、被害防止対策研修会の開催、捕獲・自衛のための体制整備等のソフト面及び電気柵やネット柵の整備等のハード面での支援を実施してきている。

イ 特に平成17年度からは、地域におけるより弾力的な鳥獣害対策が可能となるよう、公共事業を除く既存の補助金について、統合・大きくくり化し、交付金制度への切り替えを行ったところである。

### 野生鳥獣による農林水産業被害防止対策関係補助事業（平成17年度）

	事業内容	活用できる事業
農業関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GPSなどを活用した野生鳥獣の動向調査</li> <li>・被害防止に係る普及啓発活動</li> <li>・地域の技術指導者による活動体制の整備</li> <li>・地域に適した被害防止システムの実証</li> <li>・生産者による自衛体制の整備等</li> </ul>	強い農業づくり交付金 (47,009百万円の内数)
	事業の1メニューとして、侵入防止柵（電気柵、ネット柵）など被害防止施設の整備等	強い農業づくり交付金 (47,009百万円の内数) 元気な地域づくり交付金 (46,607百万円の内数) 中山間地域総合整備事業 (47,210百万円の内数)ほか
林業関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防除技術の開発・普及、防除技術者の養成</li> <li>・広域的駆除活動、監視・防除体制の整備</li> <li>・防護柵の設置など被害防止施設の整備等</li> </ul>	森林づくり交付金 (4,431百万円の内数)ほか
	適切な森林の整備として、シカ用防護柵の設置、忌避剤の散布、広葉樹の造成等	森林環境保全整備事業 (50,479百万円の内数)ほか
水産関係	カワウ対策として、飛来・生息状況の調査、追い払い機器の設置等による飛来防止措置、一定数の駆除等	強い水産業づくり交付金 (15,228百万円の内数)
	カワウ対策として、効果的な補食防止技術の開発等	内水面生態系復元等推進事業 (176百万円の内数)

## 研究開発の取組み

ア 野生鳥獣の生態特性に基づいた効果的な被害防除技術を開発する観点から、平成13年度から「野生鳥獣による農林業被害軽減のための農林生態系管理技術の開発」(～平成17年度)、平成15年度から「イノシシの生態解明と農作物被害防止技術の開発」(～平成18年度)に取り組んでいる。

イ これまでの主な成果としては、

GPS・GISを活用した野生鳥獣の行動域・被害分布の把握手法の開発

侵入防止効果の高いサル用の電気柵、イノシシ用の返し付きワイヤーメッシュ柵などの開発

放牧や忌避作物(飼育イノシシは、ショウガ、ウコン、シソ等に対して嗜好性がない)、林地伐採等を組み合わせた緩衝域の設定が一定の成果を有すること(研究を継続中)

等がある。

ウ 平成17年度からは、効果的なサルの追い上げ手法等を開発する「獣害回避のための難馴化忌避技術と生育適地への誘導手法の開発」(～平成19年度)を開始することとしている。

## 野生鳥獣による農林業被害軽減に向けた研究開発課題

- 1 「野生鳥獣による農林業被害軽減のための農林生態系管理技術の開発」  
(平成13～17年度)
  - (1) 野生鳥獣の個体群管理のための技術的検証  
野生鳥獣の個体群推定技術の開発と適正な個体群密度の検証
  - (2) 農林地の管理形態と野生鳥獣の相互関係の解明  
野生鳥獣の生態及び行動と土地利用形態との関係解明
  - (3) 農林業被害の発生要因の解明と予察及び軽減手法の開発  
農林業被害の社会経済的要因の解明と農林業被害地における各種防除技術の効果の総括的評価
- 2 「イノシシの生態解明と農作物被害防止技術の開発」(平成15～18年度)
  - (1) GPSテレメトリ技術を用いた行動及び生態特性の解明
  - (2) 被害防除対策の有効性検証と効果的防除技術の開発
  - (3) 農林地を活用した獣害回避技術の開発
- 3 「獣害回避のための難馴化忌避技術と生育適地への誘導手法の開発」  
(現在、具体的実施課題については調整中) (平成17～19年度)

### 生態系保護のための鳥獣保護管理の取組

#### 知床世界自然遺産科学委員会エゾシカワーキンググループ

開始年度：平成16年度

対象地域：知床半島

目的：世界自然遺産登録地域（国指定鳥獣保護区）の健全な生態系の維持、エゾシカによる生態系への影響の軽減と人の生活との軋轢の軽減。

構成：環境省(事務局)、林野庁、北海道、羅臼町、斜里町、学識経験者、知床財団  
内容：季節移動把握のための追跡調査、植生への影響調査、保護管理計画の策定(平成18年度)

#### 日光国立公園戦場ヶ原シカ侵入防止柵モニタリング検討会

開始年度：平成12年度（開始時は日光国立公園戦場ヶ原シカ侵入防止柵設置検討会）

対象地域：日光国立公園戦場ヶ原（県指定日光鳥獣保護区）

目的：戦場ヶ原湿原を中心にこれを取り巻く森林植生等の保全

構成：環境省、林野庁、栃木県、日光市、学識経験者、自然公園指導員、地元民間事業者、(財)自然公園財団、日光市農業委員、戦場ヶ原農場代表者、猟友会支部、日本野鳥の会県支部

事業概要：シカ侵入防止柵の内外においてモニタリング調査（鳥、植生等）を実施し、柵の撤去時期について検討。

#### 日光国立公園尾瀬シカ対策協議会

（日光国立公園尾瀬シカ対策アドバイザー会議）

開始年度：平成11年度

対象地域：日光国立公園尾瀬地域

目的：「尾瀬地区におけるシカ管理方針」に基づき関係機関が連携して対策を実施する際の連絡調整。

構成：環境省、林野庁、関係県・市・村、土地所有者、山小屋、尾瀬保護財団  
学識経験者

事業概要：シカによる尾瀬の保護上問題となる事項についての関係機関の連絡調整。必要に応じてアドバイザーの意見を聞く。

#### 大台ヶ原ニホンジカ保護管理検討委員会

開始年度：平成13年度

対象地域：吉野熊野国立公園大台ヶ原（国指定大台山系鳥獣保護区）

目的：シカによる自然植生への影響軽減、森林生態系の回復

構成：環境省(事務局)、林野庁、関係県・市・村、学識経験者、猟友会

事業概要：「大台ヶ原ニホンジカ保護管理計画」に基づく防鹿柵の設置、個体数調整等

## 鳥獣保護区の生息環境改善に関する事業の必要性

近年、鳥獣保護区において生息環境の悪化、あるいは移入生物による鳥獣への被害がみられるようになってきている。

そのため、特に人為的影響により著しく悪化した鳥獣の生息環境を対象に、その改善を図ることを目的とした事業を実施する必要がある。

### <事業のイメージ>

周辺からの水環境の変化により著しく悪化した生息環境の回復のための事業を実施する。

- ・アオサの繁茂によるシギ・チドリ類の採餌条件の悪化（谷津）

人為的に移入された鳥獣によって被害を受けた植生等の回復のための事業を実施する。

- ・カイウサギによる植生後退（七ツ島）

周辺からの土砂流入により、繁茂しすぎた植生の除伐の実施

- ・ヤナギ類の繁茂によるガン・カモ類のねぐらの減少（蕪栗沼・周辺水田）
- ・マングローブの繁茂によるシギ・チドリ類の採餌場の減少（漫湖）

在来の鳥獣及びその生息環境に被害を及ぼす移入された鳥獣の防除又は個体数調整等を実施する。

- ・テンによるノウサギ、鳥類等への食害（小佐渡東部）
- ・カイウサギによる海鳥営巣地への加害（七ツ島）

個体数が著しく増えた鳥獣に対して、生態系保護のため、防除又は個体数調整等を実施する。

- ・ニホンジカによる自然植生への被害（知床、大台ヶ原等）

## 国内の自然公園等における ニホンジカによる生態系への影響

表 アンケート調査結果

国立公園名	生態系影響の有無	特定植物の退行	特定植物の繁茂	特定動物の減少	特定動物の増加	土壌の流出	水質の悪化	脆弱な植生の変化
利尻礼文サロベツ	無							
知床	有							
阿寒	有							
釧路湿原	有							
大雪山	有							
支笏洞爺	有							
十和田八幡平	-							
陸中海岸	有							
磐梯朝日	-							
日光	有							
上信越高原	無							
秩父多摩甲斐	有							
小笠原	-							
富士箱根伊豆	有							
中部山岳	無							
白山	-							
南アルプス	有							
伊勢志摩	有							
吉野熊野	有							
山陰海岸	-							
瀬戸内海	有							
大山隠岐	無							
足摺宇和海	有							
西海	有							
雲仙天草	無							
阿蘇くじゅう	無							
霧島屋久	有							
西表	-							

- : 生息なし

注：生態系への影響には林業への影響についての回答は除いて記載した。

## 特定鳥獣保護管理計画策定状況

平成17年10月現在

	ニホンジカ	ツキノワグマ	ニホンザル	イノシシ	ニホンカモシカ
北海道					
青森					
岩手					
宮城					
秋田					
山形					
福島					
茨城					
栃木					
群馬					
埼玉					
千葉					
東京都					
神奈川県					
新潟					
富山					
石川					
福井					
山梨					
長野					
岐阜					
静岡県					
愛知県					
三重					
滋賀					
京都					
大阪					
兵庫県					
奈良					
和歌山			( ) <sub>2</sub>		
鳥取					
島根					
岡山					
広島					
山口					
徳島					
香川					
愛媛					
高知					
福岡					
佐賀					
長崎	(2地域)				
熊本					
大分					
宮崎					
鹿児島					
沖縄					
計画数合計	30	10	11	10	6

注) 1 平成17年10月現在、41都道府県、67計画が策定されている。

2 和歌山県については、特定鳥獣保護管理計画の計画期間は終了しているが、その趣旨を踏まえた保護管理が継続されている。

## 特定計画に関する野生鳥獣保護管理検討会での評価（報告書からの抜粋）

### 2 保護管理の推進の在り方

#### (3) 総合的・計画的な取組の推進

##### イ 特定鳥獣保護管理計画の適切な推進

特定鳥獣保護管理計画（以下「特定計画」という。）は、地域的に著しく増加又は減少している個体群の科学的・計画的保護管理により人と鳥獣との共生を図る目的で、平成11年に創設され、平成16年12月現在、38道府県で5種について61計画が策定されている。

制度創設後4年以上経過し、制度が目的とする適切な保護管理が実施できているかについての都道府県に対する調査によれば、概ね計画の目標に向かって進んでおり、効果が見られると評価できるが、実施に当たっては、これまでに以下のような課題が明らかになっている。

- ・ 地域別、年次別事業計画策定の推進
- ・ 調査・モニタリングの手法の確立
- ・ 専門的知識を有する職員の確保
- ・ 調査・モニタリングのための予算確保
- ・ 市町村の役割の計画での位置づけ

また、都道府県においては、計画の策定、実施に対して、市町村が参画するように取組むとともに、地域住民の意見が反映され、住民が取組に参加できるよう工夫していくことや、効果的な特定計画の策定・実施のため、必要な知識・技術を有した人材を管理者として確保することが必要であると考えられる。このほか、国として、計画の適切な策定・実施等のため、全国的な規模で個体群の輪郭について把握するとともに、広域的な観点から保護管理が必要な特定の鳥獣について、地域の自主性に配慮しつつ、必要に応じて広域保護管理指針等を示すなどにより、保護管理に係る都道府県間の連携が円滑になるよう支援していくことが必要である。

個体数が減少している鳥獣や、サル、カワウなど有害捕獲での対処が中心となっている鳥獣に係る特定計画の策定の促進を図る必要があるが、これらについては、上記の課題への対応を図ることにより、進めていくことが可能と考えられる。

なお、これまでの評価で、特定計画の策定や実施に係る傾向や課題を把握することができたが、ほとんどの計画が実施されてから十分な時間を経っていないことから、総合的な評価を行うには、今後さらに状況の把握に努め、新たに明らかになった課題について対応を検討する必要があると考えられる。

## 特定鳥獣保護管理計画の実施状況評価

各都道府県で策定されている特定鳥獣保護管理計画の実施状況を、計画に定められたモニタリング項目に基づき把握するため、以下のアンケートにより都道府県に評価を依頼し、その結果をとりまとめた。

アンケートは、2005年9月現在で策定されている以下の65計画に対して行った。

ニホンジカ：29，ツキノワグマ：10，ニホンザル：11，イノシシ：9，  
ニホンカモシカ：6

### アンケートの内容

各特定鳥獣保護管理計画でのモニタリング項目を以下の4分類に整理し、各分類毎に達成状況の評価を得る。

- 1 全体評価：特定計画の全体的な目標達成に関する評価
- 2 個体群動態：生息状況や捕獲等の個体群動態に関する目標達成の評価
- 3 被害対策：鳥獣による農林業被害等への対策に関する目標達成の評価
- 4 生息環境：鳥獣の生息環境に関する目標達成の評価

なお、鳥獣種ごとのモニタリング項目は、概ね以下のように整理される。

	ニホンジカ	ツキノワグマ	ニホンザル	イノシシ	ニホンカモシカ
個体群動態	・生息状況 ・捕獲状況 ・個体情報	・生息状況 ・捕獲状況	・生息状況 ・捕獲状況	・生息状況 ・捕獲状況	・生息状況 ・捕獲状況
被害対策	・農林業被害 ・自然植生への影響	・農林業被害 ・人身事故	・被害状況	・被害状況	・被害状況
生息環境	・植生状況 ・餌資源量	・生息環境	・生息環境	・生息環境	・生息環境

モニタリング項目の主な調査内容

ニホンジカ：生息状況；分布・生息数・密度、 捕獲状況；捕獲数、 個体情報；計測・妊娠・性別・年齢、  
被害状況；量・金額・面積

ツキノワグマ：生息状況；分布・生息数・個体情報、 生息環境；堅果豊凶

ニホンザル：生息状況；群の分布・動態、 捕獲状況；捕獲数、捕獲情報、  
被害状況；被害情報図・被害量、 生息環境；植生、誘引要因

イノシシ：捕獲状況；捕獲数、捕獲場所、 被害状況；被害金額・被害量

ニホンカモシカ：生息状況；分・生息数・密度 捕獲状況；捕獲数、 被害状況；被害金額・被害量

### 集計方法

上記の分類毎に「1.達成」、「2.策定時より目標に近づいている」、「3.変化無し」、「4.策定時より悪化」、「5.評価不能」の基準で各都道府県の担当者から回答を得た。この回答について、鳥獣種毎及び時系列毎に集計した。なお、集計にあたっては、以下のような回答を除いてとりまとめている。

- ・具体的な数値目標を設定していないため、目標の達成度が不明
- ・計画策定から間もないため、評価できない
- ・調査が未着手または調査中

## 1 全体評価

評価の対象になった47計画のうち、22計画で目標に近づいているとの回答があり、18計画で変化無しとの回答であった。

変化無しの回答については、計画策定から年数を経たおらず、モニタリング指標の変化が、例えば策定前の個体変動傾向を転換するに至っていないことが主な理由と考えられる。

策定時より悪化しているとの回答はニホンジカとツキノワグマでの計画であった。これらの回答は、被害が減少しないこと（シカ）、捕獲数が多かったこと（クマ）等を理由としている。

種によって傾向は異なるものの、年数を経ている計画では良い評価となる傾向にあった。評価不能との回答があった計画も含め、今後とも継続した実施状況のモニタリングが必要である。

表1-1 特定計画種5種を対象とした保護管理計画の全体評価と策定年度

評価	策定年度(西暦)						計
	1999	2000	2001	2002	2003	2004	
1.達成	0	0	0	0	0	0	0
2.策定時より目標に近づいている	1	8	4	5	3	1	22
3.変化無し	0	4	5	3	6	0	18
4.策定時より悪化	0	2	0	1	2	0	5
5.評価不能	0	1	0	0	1	0	2
計	1	15	9	9	12	1	47

表1-2 ニホンジカを対象とした保護管理計画の全体評価と策定年度

評価	策定年度(西暦)						計
	1999	2000	2001	2002	2003	2004	
1.達成	0	0	0	0	0	0	0
2.策定時より目標に近づいている	0	8	2	2	1	0	13
3.変化無し	0	4	3	1	0	0	8
4.策定時より悪化	0	2	0	0	1	0	3
5.評価不能	0	0	0	0	0	0	0
計	0	14	5	3	2	0	24

表1-3 ツキノワグマを対象とした保護管理計画の全体評価と策定年度

評価	策定年度(西暦)						計
	1999	2000	2001	2002	2003	2004	
1.達成	0	0	0	0	0	0	0
2.策定時より目標に近づいている	1	0	1	1	0	0	3
3.変化無し	0	0	1	1	1	0	3
4.策定時より悪化	0	0	0	1	1	0	2
5.評価不能	0	0	0	0	0	0	0
計	1	0	2	3	2	0	8

表1-4 ニホンザルを対象とした保護管理計画の全体評価と策定年度

評価	策定年度(西暦)						
	1999	2000	2001	2002	2003	2004	計
1.達成	0	0	0	0	0	0	0
2.策定時より目標に近づいている	0	0	0	1	1	0	2
3.変化無し	0	0	0	1	2	0	3
4.策定時より悪化	0	0	0	0	0	0	0
5.評価不能	0	0	0	0	1	0	1
計	0	0	0	2	4	0	6

表1-5 イノシシを対象とした保護管理計画の全体評価と策定年度

評価	策定年度(西暦)						
	1999	2000	2001	2002	2003	2004	計
1.達成	0	0	0	0	0	0	0
2.策定時より目標に近づいている	0	0	1	1	1	1	4
3.変化無し	0	0	1	0	3	0	4
4.策定時より悪化	0	0	0	0	0	0	0
5.評価不能	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	2	1	4	1	8

表1-6 ニホンカモシカを対象とした保護管理計画の全体評価と策定年度

評価	策定年度(西暦)						
	1999	2000	2001	2002	2003	2004	計
1.達成	0	0	0	0	0	0	0
2.策定時より目標に近づいている	0	0	0	0	0	0	0
3.変化無し	0	1	0	0	0	0	1
4.策定時より悪化	0	0	0	0	0	0	0
5.評価不能	0	0	0	0	0	0	0
計	0	1	0	0	0	0	1

## 2 個体群動態

評価対象となった42計画のうち、4計画で目標を達成、17計画が目標に近づいているとの回答であることから、概ね半数の計画でプラスの評価となっている。また、変化なしは14計画であった。

ニホンジカでは約6割がプラスの評価であったが、ニホンザルでは評価対象の全5計画が変化無しとの回答であった。

策定時より悪化しているとの回答はニホンジカとツキノワグマの6計画であった。これらの回答は、分布の拡大(シカ)、捕獲数が多かった(クマ)等を理由としている。

種によって傾向は異なるものの、年数を経ている計画では良い評価となる傾向にあった。

表2-1 特定計画種5種を対象とした保護管理計画の個体群動態評価と策定年度

評価	策定年度(西暦)						
	1999	2000	2001	2002	2003	2004	計
1. 達成	0	0	1	1	1	1	4
2. 策定時より目標に近づいている	1	8	3	3	2	0	17
3. 変化無し	0	3	2	3	6	0	14
4. 策定時より悪化	0	3	1	1	1	0	6
5. 評価不能	0	0	0	1	0	0	1
計	1	14	7	9	10	1	42

表2-2 ニホンジカを対象とした保護管理計画の個体群動態評価と策定年度

評価	策定年度(西暦)						
	1999	2000	2001	2002	2003	2004	計
1. 達成	0	0	0	0	0	0	0
2. 策定時より目標に近づいている	0	8	2	2	1	0	13
3. 変化無し	0	2	2	1	0	0	5
4. 策定時より悪化	0	3	0	0	0	0	3
5. 評価不能	0	0	0	0	0	0	0
計	0	13	4	3	1	0	21

表2-3 ツキノワグマを対象とした保護管理計画の個体群動態評価と策定年度

評価	策定年度(西暦)						
	1999	2000	2001	2002	2003	2004	計
1. 達成	0	0	1	1	0	0	2
2. 策定時より目標に近づいている	1	0	0	0	0	0	1
3. 変化無し	0	0	0	0	1	0	1
4. 策定時より悪化	0	0	1	1	1	0	3
5. 評価不能	0	0	0	1	0	0	1
計	1	0	2	3	2	0	8

表2-4 ニホンザルを対象とした保護管理計画の全体評価と策定年度

評価	策定年度(西暦)						
	1999	2000	2001	2002	2003	2004	計
1.達成	0	0	0	0	0	0	0
2.策定時より目標に近づいている	0	0	0	0	0	0	0
3.変化無し	0	0	0	1	4	0	5
4.策定時より悪化	0	0	0	0	0	0	0
5.評価不能	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	1	4	0	5

表2-5 イノシシを対象とした保護管理計画の個体群動態評価と策定年度

評価	策定年度(西暦)						
	1999	2000	2001	2002	2003	2004	計
1.達成	0	0	0	0	1	1	2
2.策定時より目標に近づいている	0	0	1	1	1	0	3
3.変化無し	0	0	0	0	1	0	1
4.策定時より悪化	0	0	0	0	0	0	0
5.評価不能	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	1	1	3	1	6

表2-6 ニホンカモシカを対象とした保護管理計画の個体群動態評価と策定年度

評価	策定年度(西暦)						
	1999	2000	2001	2002	2003	2004	計
1.達成	0	0	0	0	0	0	0
2.策定時より目標に近づいている	0	0	0	0	0	0	0
3.変化無し	0	1	0	1	0	0	2
4.策定時より悪化	0	0	0	0	0	0	0
5.評価不能	0	0	0	0	0	0	0
計	0	1	0	1	0	0	2

### 3 被害対策

評価対象となった42計画のうち、16計画が目標に近づいているとの回答で、21計画で変化なしとの回答であった。

ニホンジカでは約6割がプラスの評価であった。

変化無しとの回答は被害が減少していないことを理由としている。

策定時より悪化しているとの回答はニホンジカ、ツキノワグマ、イノシシで6計画であった。

ニホンジカでは、年数を経ている計画では良い評価となる傾向にあった。

なお、ニホンジカについては、自然植生への被害を被害対策と生息環境の両方の視点からモニタリングしている事例がある。

表 特定計画種5種を対象とした保護管理計画の被害対策評価と策定年度

評価	策定年度(西暦)						
	1999	2000	2001	2002	2003	2004	計
1.達成	0	0	0	0	0	0	0
2.策定時より目標に近づいている	0	9	3	4	1	0	17
3.変化無し	0	4	5	5	6	0	20
4.策定時より悪化	0	0	1	1	3	0	5
5.評価不能	0	0	0	0	0	0	0
計	0	13	9	10	10	0	42

表 ニホンジカを対象とした保護管理計画の被害対策評価と策定年度

評価	策定年度(西暦)						
	1999	2000	2001	2002	2003	2004	計
1.達成	0	0	0	0	0	0	0
2.策定時より目標に近づいている	0	9	2	3	0	0	14
3.変化無し	0	3	3	0	0	0	6
4.策定時より悪化	0	0	0	0	2	0	2
5.評価不能	0	0	0	0	0	0	0
計	0	12	5	3	2	0	22

表 ツキノワグマを対象とした保護管理計画の被害対策評価と策定年度

評価	策定年度(西暦)						
	1999	2000	2001	2002	2003	2004	計
1.達成	0	0	0	0	0	0	0
2.策定時より目標に近づいている	0	0	0	0	0	0	0
3.変化無し	0	0	0	2	1	0	3
4.策定時より悪化	0	0	0	1	1	0	2
5.評価不能	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	3	2	0	5

表 ニホンザルを対象とした保護管理計画の被害対策評価と策定年度

評価	策定年度(西暦)						
	1999	2000	2001	2002	2003	2004	計
1.達成	0	0	0	0	0	0	0
2.策定時より目標に近づいている	0	0	0	1	1	0	2
3.変化無し	0	0	0	1	2	0	3
4.策定時より悪化	0	0	0	0	0	0	0
5.評価不能	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	2	3	0	5

表 イノシシを対象とした保護管理計画の被害対策評価と策定年度

評価	策定年度(西暦)						
	1999	2000	2001	2002	2003	2004	計
1.達成	0	0	0	0	0	0	0
2.策定時より目標に近づいている	0	0	1	0	0	0	1
3.変化無し	0	0	1	1	3	0	5
4.策定時より悪化	0	0	1	0	0	0	1
5.評価不能	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	3	1	3	0	7

表 ニホンカモシカを対象とした保護管理計画の被害対策評価と策定年度

評価	策定年度(西暦)						
	1999	2000	2001	2002	2003	2004	計
1.達成	0	0	0	0	0	0	0
2.策定時より目標に近づいている	0	0	0	0	0	0	0
3.変化無し	0	1	1	1	0	0	3
4.策定時より悪化	0	0	0	0	0	0	0
5.評価不能	0	0	0	0	0	0	0
計	0	1	1	1	0	0	3

#### 4 生息環境

評価対象の9計画が全て変化無しとなっている。

生息環境については、モニタリングで変化を把握すること困難であることが推察される。  
 なお、ニホンジカについては、自然植生への被害を被害対策と生息環境の両方の視点からモニタリングしている事例がある。

**表 特定計画種5種を対象とした保護管理計画の被害対策評価と策定年度**

評価	策定年度(西暦)						
	1999	2000	2001	2002	2003	2004	計
1.達成	0	0	0	0	0	0	0
2.策定時より目標に近づいている	0	0	0	0	0	0	0
3.変化無し	0	3	1	2	3	0	9
4.策定時より悪化	0	0	0	0	0	0	0
5.評価不能	0	0	0	0	0	0	0
計	0	3	1	2	3	0	9

**表 ニホンジカを対象とした保護管理計画の被害対策評価と策定年度**

評価	策定年度(西暦)						
	1999	2000	2001	2002	2003	2004	計
1.達成	0	0	0	0	0	0	0
2.策定時より目標に近づいている	0	0	0	0	0	0	0
3.変化無し	0	2	1	0	0	0	3
4.策定時より悪化	0	0	0	0	0	0	0
5.評価不能	0	0	0	0	0	0	0
計	0	2	1	0	0	0	3

**表 ツキノワグマを対象とした保護管理計画の被害対策評価と策定年度**

評価	策定年度(西暦)						
	1999	2000	2001	2002	2003	2004	計
1.達成	0	0	0	0	0	0	0
2.策定時より目標に近づいている	0	0	0	0	0	0	0
3.変化無し	0	0	0	1	0	0	1
4.策定時より悪化	0	0	0	0	0	0	0
5.評価不能	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	1	0	0	1

**表 ニホンザルを対象とした保護管理計画の被害対策評価と策定年度**

評価	策定年度(西暦)						
	1999	2000	2001	2002	2003	2004	計
1.達成	0	0	0	0	0	0	0
2.策定時より目標に近づいている	0	0	0	0	0	0	0
3.変化無し	0	0	0	1	3	0	4
4.策定時より悪化	0	0	0	0	0	0	0
5.評価不能	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	1	3	0	4

**表 イノシシを対象とした保護管理計画の被害対策評価と策定年度**

評価	策定年度(西暦)						
	1999	2000	2001	2002	2003	2004	計
1.達成	0	0	0	0	0	0	0
2.策定時より目標に近づいている	0	0	0	0	0	0	0
3.変化無し	0	0	0	0	0	0	0
4.策定時より悪化	0	0	0	0	0	0	0
5.評価不能	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0

**表 ニホンカモシカを対象とした保護管理計画の被害対策評価と策定年度**

評価	策定年度(西暦)						
	1999	2000	2001	2002	2003	2004	計
1.達成	0	0	0	0	0	0	0
2.策定時より目標に近づいている	0	0	0	0	0	0	0
3.変化無し	0	1	0	0	0	0	1
4.策定時より悪化	0	0	0	0	0	0	0
5.評価不能	0	0	0	0	0	0	0
計	0	1	0	0	0	0	1